

議 事 録

会議等の名称	令和3年度第1回固定資産評価審査委員会	開催日時	令和3年7月28日（水） 午後 1時55分～ 午後 2時30分
		場 所	本館2階第3委員会室
主催者（事務局）	市民生活部 税務課 住民税係	司会者	税務課長 関 博一
出席者	委 員 北沢誠一委員長 小山佐登志職務代理者 依田啓子委員 事務局 関税務課長 小宮山住民税係長 説 明 安川資産税係長 小宮山住民税係長		
欠席者	なし		
議 題	（議題） ・ 審査請求について ・ 固定資産評価審査条例及び規程の一部改正について ・ 固定資産税及び都市計画税の賦課の概要について （配布資料） 資料1 資料2 参考資料		
決定事項 （要点を簡条書き）	特になし		
次回への検討 事項	特になし		
次回開催	（日時）	未定	（場所） 未定

討議内容及び経過	(発言者名)	(発言内容)
1 開会	事務局(税務課長)	開会
2 自己紹介		自己紹介 北沢委員長→小山職務代理者→依田委員→安川係長→関課長→小宮山→笹川
3 会議事項	事務局(税務課長)	会議事項は委員会の規程第3条に基づきまして、委員長の進行でお願いいたします。
	委員長	会議に先立ちまして、傍聴者の皆様方に注意事項がございます。傍聴者は会議の進行を妨げたりすることはできません。会議の進行者や係員の指示に従ってください。以上よろしく申し上げます。よろしいでしょうか。
	委員長	それでは、会議事項に入ります。 (1) 審査請求について事務局より説明を求めます。
(1) 審査請求について	事務局(小宮山)	資料はありませんので口頭での報告と致します。 納税義務者等は固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、固定資産税納税通知書の交付を受けた日から3か月以内に文書で申し出を行うこととされており、令和3年度は4月13日に固定資産税納税通知が発送されており、交付を受けた日から概ね3か月経過している本日7月28日現在において、審査申し出はないことを報告致します。
	委員長	審査請求は無かったということで委員の皆様よろしいでしょうか。
		質問なし
	委員長	続きまして、(2)の固定資産評価審査委員会条例及び規程の一部改正についての説明を求めます。
(2) 固定資産評価審査委員会条例及び規程の一部改正について	事務局(小宮山)	資料1の1ページ目をお願いします。東御市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について改正の理由としまして、行政手続きにおける押印義務の見直しに伴い、所要の改正を行いました。概要としましては、審査申出書及び口述書の提出に係る押印を不要と致しました。施行期日は令和3年4月1日となります。これは、税務関係書類における押印義務の見直しを行うものでして、見直しの対象は実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているものが対象で、令和3年4月1日以後に提出する地方税関係書類に適用します。条例の改正は、議会で承認されていますのでご報告いたします。 続きまして、2ページ、東御市固定資産評価審査委員会規程の一部改正についてです。改正の理由は、行政手続きにおける押印義務の見直しに伴い、様式について所要の改正を行いました。概要は市に対する手続きのうち押印を求めているものについて、押印の必要性が低く、廃止しても支障のない押印を不要としました。施行期日は令和3年4月1日です。こちらも、税務関係書類における押印義務の見直しを行うものでして、規程で様式を定めておりまして、条例の一部改正に合わせまして、規程の様式の「印」を削る改正をおこなったものでございますのでご報告いたします。 これらは条例及び規程の一部改正は、令和3年度の税制改正において税務関係書類について国から押印を不要とする見直しを求められており、納税者負担の軽減や利便性向上のために、本人確認がしっかりととなされれば文書作成の真意の確認が取れるとして、押印の必要性が低く、廃止しても支障のない押印を不要とするものであります。
	委員長	国からの求めに応じての改正ということで、重要なものは別として、本人確認が取れば押印不要ということでした。委員の皆さんから質問はありますか。
	委員	様式番号で見ると様式が歯抜けになっているが、ここにはない様式は改正されていないということか。

事務局(小宮山)	<p>今回は納税義務者が市に対して申し出をする様式に対して印が不要の改正を行いました。改正していない部分は市側で作成する様式となっております。市側は押印義務や署名の義務が引き続き残るといふものであります。</p>
委員	<p>そういう事ですか、分かりました。</p>
委員長	<p>続きまして（3）令和3年度固定資産税及び都市計画税の賦課の概要についての説明を求めます。</p>
<p>(2) 令和3年度固定資産税及び都市計画税の賦課の概要について</p> <p>安川資産税係長</p>	<p>先ほども説明がありましたとおり、審査請求については現時点ではありませんが、今年度の令和3年度の固定資産税の賦課の概要について、前年度の令和2年度との比較をしながら説明を致します。</p> <p>資料2 納税義務者の欄ですが、納税義務者は増えています。多いパターンとしては土地は住宅用地の取得に伴うもの、家屋は新築があったことに伴う増、償却資産は台帳整備する中で減となっております。</p> <p>課税客体ですが、土地は分筆により筆数が増えたこと、家屋は新築もありますが、取り壊しが増えたことにより減少となっております。償却資産は市長が決定する課税客体と、県をまたぐ総務大臣が決定するものと、市町村をまたぐ県知事が決定する課税客体があります。</p> <p>課税標準は、土地と家屋と償却資産を100とした場合にどの程度の割合を占めているかを表したものです。家屋は令和3年度は3年に一度行う評価替えの年でありましたので在来分の家屋が経過年数に応じた補正により割合が減りました。土地は基本的に据え置きですが、家屋の減に応じて相対的に上がっています。償却資産はコロナウィルスの特例の影響も少なく、企業の設備投資により増加しております。</p> <p>続いて、現年度の当初予算の調定額について説明します。当初予算は令和2年度と比較して1億6千900万円の減として見積りました。理由は宅地の価格の下落傾向、家屋は評価替えがあること、事業用家屋、償却資産のコロナによる課税標準の特例による申告があることにより、減少と見込んでいました。それに対しての6月30日現在の調定額は1,893,158千円であり、コロナウィルスによる課税標準の特例の影響も少なく、増額補正をする予定です。</p> <p>続いて問合せ件数です。納税通知書を発送してから第一期納期の4月30日まで、問合せがあったもの全て記録した、問合せ件数です。令和2年度と件数はあまり変わりません。問い合わせの内容で多いものは納付に関するものでして、現金から口座払いにしたいもの、口座から現金払いにしたいものが8割強を占めていて、評価に関する問い合わせは微々たるものになっております。</p> <p>固定資産税の評価の制度につきまして、平成6年度にいわゆる「7割評価」という評価額の7割を課税標準とするという国の方針がありまして、そこから30年近く経過して、現在は全国的に国が求める適正な評価額に収束してきています。固定資産の制度が成熟してきていることもありまして、審査請求は全国的に少なくなってきています。東御市のような土地の下落傾向が続く地方都市においてもそのような傾向は尚更強い状況にあります。</p> <p>最後に、直接賦課には関係はありませんが、備考欄の2点目の東御市の課題として、近年相続登記がなされない資産、相続人の特定が困難な資産が増加しています。相続人の行方が知れないとか、市外に居住している納税者ですと、亡くなっているかどうかの確認も困難なことがあります。収税管理係と連携して納税義務者の把握に力を入れています。この頃は家庭裁判所に申請する相続放棄の件数が多い、など納税義務者の把握が困難な現状があります。</p>
委員長	<p>（3）について説明がありましたが、委員から質問がありましたらお願いします。</p>
委員長	<p>相続放棄された場合はどういう管理となるのか。</p>

安川資産税係長	相続放棄された場合は残りの相続人に対して課税していきますが、相続人がいない資産は民法の規定で相続財産法人となり相続財産法人に対して課税をしていくという状況となります。
委員長	相続財産法人は県ごとに設立されているものなのか。
安川資産税係長	県や全国という単位ではなく、相続人がいない財産に自然発生するものなので、団体が設立されている形ではありません。
委員長	相続財産法人から固定資産税部分が市に納付されるのか。
安川資産税係長	相続財産法人に相続財産管理人が家庭裁判所から選任され財産の処分を行ってもらうのだが、負債があったりして簡単に換価に至ることは通常ありません。
関税務課長	財産自体が法人化となるわけです。相続人がいないと、家、土地、財産自体が法人化するわけで、法人組織があるものと思いがちだがそうではないのです。その財産がお金になるようだったら、管理人が選任されて管理されていく。それもなければ国の資産になっていくのだろうか。
安川資産税係長	まだ国の財産になるまでは法整備がされていません。
委員長	みんな要らないんだろうな。
安川資産税係長	世代が3世代位降りて都会に行ってしまうと、「ふるさと」という感覚がなくなってしまう。負債にしかない。
関税務課長	日本全国でみると、九州位の面積が相続者のいない土地となっている状況らしく、それぐらい管理する人がいない状況ということです。
委員長	農地が遊休荒廃地になっていくのとイコールのような事になっていくという事だろう。
関税務課長	見渡す山も何代前か分からない、共有名義になっていたりしてどうしようもないという事もあります。
委員	台帳を見ると「〇左衛門」となっていたり、これはかなり古い人だなと感じることもあります。
安川資産税係長	そのような事もあって、相続登記自体が義務ではなかったけれど義務化された形になりました。
委員長	そういったものを活用することを考えていかなければ駄目だ。ただ塩漬けにするような話になってしまう。
安川資産税係長	都会は活用できるような法律が柔軟になってきている。活用するにしても都会では1㎡何百万円にもなる土地がある一方で田舎では1㎡五千円とかになる。
委員長	そういった面では田舎のほうが大変だ。物件がそのままになってしまう。
委員長	コロナの関係では申し出は無かったか。

関税務課長	<p>コロナの関係で猶予制度があり、案内もしていたところではあるが、結局、納税猶予なので減免でなく、支払がなくなるわけではないので次年度に送るという事になって件数もさほど多くなかった。翌年度は2倍になるのでそこまで利用はなかった。</p>
委員長	<p>コロナ関連の特例というのはそういった話の事なのか。減額で当初予算を組んであるという話だったが。</p>
安川資産税係長	<p>中小事業者の皆さんが令和2年度の任意の3か月と平成31年度の3か月を比較して売り上げが50%以上落ちている場合には家屋と償却資産は税金がかからない、50%~70%は税金が二分の一になるという事業者の皆様に対するものであります。</p>
委員長	<p>そのような特例があったということか。</p>
安川資産税係長	<p>ありました。事業者の売り上げの把握は東御市内でできないことから、例えば新聞やリサーチ会社の情報を見て職種で検討して落ちる度合いを予想して厳しめに見積もった。近隣市なども同様にきつめに見積もっていたが、それほど落ちなかったという状況になっています。</p>
委員長	<p>影響はそれほど受けなかったということなのだろうか。</p>
委員	<p>業者によっては難しくて申請できなかったこともあるのか。</p>
安川資産税係長	<p>設備をリースで持っている業者はそもそも固定資産税の対象とならないですからそういう方もいたり、あとは、対象になる方で試算した結果2千円減額だったので面倒なので申請を止めます、という方もいました。</p>
関税務課長	<p>飲食業や観光業は大変な状況という話は聞くが、製造業や農家で話を聞くと大きく変化はないという。農協から農業者に話を聞いても（困ったという）話は出てこないという。一時期、イベントがなくなって花が大変だという話があり、農協のほうで斡旋したところ、6月は申し出があったが、7月8月はなかったの、はけていたのではないだろうか。</p>
委員	<p>製造業の皆様方にどうですかと話しを聞いたところ、「こちらのほうはあまり影響を受けていないですよ。」とそんな様な事を聞いた。</p>
関税務課長	<p>観光に頼っている所は大変だと思う。うちのようにそこまで行っていない所はなんとか（持ちこたえている）と思うが。</p>
委員長	<p>予算を組んでいって結果的に良い方に行っているから良かった。これが更になどということがあれば大変だったと思う。</p>
安川資産税係長	<p>先ほどの話のとおり、家屋が3年に一度ガクッと落ちる評価替えの年であったのでマイナスになることは確かだったけれど、評価替えのプラスアルファ位で落ち着いた。</p>
委員長	<p>（評価替えは）住宅を作る人にとっては好い制度だ。木造住宅は住むのには快適だ。新築する皆さんは20歳代、30歳代の若い皆様が多いので間取りの感覚が違う。</p>
安川資産税係長	<p>和室がなかったりします。</p>
委員長	<p>（3）令和3年度固定資産税及び都市計画税の賦課の概要についての説明を受けましたが十分理解がされたと思います。</p>

4 その他	委員長	続まして4その他に入ります。委員の皆様何かありますか。
		特に無し
	委員長	事務局から何かありますか。
	関課長	特にありません。
	委員長	それでは今日の議題は以上でございます。今日の会議はこれで閉じます。ありがとうございました。